

「放送分野における音楽の利用割合の算出方法に関する検討会」における合意について

平成 27 年 9 月 18 日  
株式会社イーライセンス  
代表取締役 三野明洋

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、本年 2 月より文化庁の立ち会いのもと、一般社団法人日本音楽著作権協会、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス、日本放送協会および一般社団法人日本民間放送連盟と、放送分野における音楽の利用割合を公正に算出するための基準等について協議してまいりましたが、今般合意に至りましたので、ご報告致します。

本検討会は、放送分野において複数の著作権管理事業者が使用料を包括徴収するにあたり、利用者に不利益が生じることのないよう、各管理事業者の管理作品の利用割合を正しく算出することを目的としております。合意内容は以下の通りとなります。

---

#### 1. 利用割合算出に関する合意事項

##### (1) 利用曲目報告の内容・フォーマットの統一

⇒ 現在放送局が一般社団法人日本音楽著作権協会の報告用に使用しているフォーマットで統一する。

##### (2) 利用割合の算出基準の統一

⇒ 管理事業者が放送分野で管理する楽曲の総放送利用時間（秒単位）を分母とし、各管理事業者が管理する楽曲の利用時間を分子とする。

##### (3) 算出した利用割合を適用する時期

⇒ 年度単位で算出した当年度の利用割合については、当年度の使用料に反映させることとする。

##### (4) 利用曲目報告のデータの処理

⇒ 以下の手順で利用割合を算出する。

- ・放送事業者から全利用楽曲のデータを各管理事業者へ提供
- ・それぞれの管理事業者はデータの中から自らが管理する楽曲を特定し、その結果を各放送事業者へ通知
- ・放送事業者は、管理事業者ごとの利用割合を算出し、管理事業者宛て通知

## 2. 適用時期

平成27年度より適用する。

---

今回の合意により、当社が長年提案して参りました放送分野における各管理事業者の管理作品の利用割合が正しく算出されるだけでなく、当社管理作品がより円滑に利用される環境が整うこととなります。また、権利者の皆様に対しましても、より精度の高い分配を実現することが可能となります。

当社と致しましては、包括徴収方式を採用している他の支分権や利用区分においても速やかに同様のルールが適用されることを願っております。

今後とも、当社著作権管理事業へのご理解と更なるご支援をお願い申し上げます。

謹白